

転出入手続きについて

坂戸市立坂戸小学校

転入手続き

- ① 坂戸市役所で転入手続きを行ってください。
 - (ア) 市民課（市役所1階）での転入手続き
 - (イ) 学校教育課（市役所4階）で転入学の手続き
（前の学校で預かった在学証明書と教科用図書給与証明書を持参してください。）
- ② 坂戸小学校に電話連絡したのち転入の手続きを行ってください。

なお、来校の際に次の書類をお持ちになり、お越しください。

 - 転入学通知書（坂戸市学校教育課で発行のもの）
 - 在学証明書、教科用図書給与証明書（前の学校で発行されたもの）
 - 氏名ゴム印

□学用品取り扱い店

 - 正直店・・・281-0254 坂戸市日の出町11-9
 - 福島用品店・・・281-0324 坂戸市仲町9-7

【取り扱い品】

上履き・体育着（上下）・学年帽・水着・水泳帽子・学年帽子・名札

転出手続き

- ① まずは、担任の先生に連絡してください。
- ② 担任を通じ、転出届が配布されますので、必要事項を記入し、担任へ提出してください。
- ③ 坂戸市役所で転出手続きを行ってください。（14日前より受け付けられます。）
 - (ア)市民課（坂戸市役所1階）での転出手続き
 - (イ)学校教育課（坂戸市役所4階）で転出の手続き
- ④ 学校で在学証明書と教科用図書給与証明書を発行しますので、連絡の上、ご来校ください。
- ⑤ 転出先市役所・町村役場で転入手続きをします。
 - (ア)市民課での転入手続き
 - (イ)学校教育課で転入学の手続き（在学証明書と教科用図書給与証明書を持参してください）
転入学通知書が発行されます。
- ⑥ 次の書類をお持ちになり、転出先の学校へ行ってください。（転入日の数日前）
 - ・転入学通知書（転出先教育委員会で発行のもの）
 - ・在学証明書
 - ・教科用図書給与証明書
 - ・氏名ゴム印等